　　　弘前市女性活躍推進企業認定制度実施要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、企業等が行う女性の雇用環境の改善に向けた自主的な取組を促進するため、当該取組を行う企業等を市長が認定し、及び支援する制度（以下「女性活躍推進企業認定制度」という。）を定めることにより、女性の職業生活における活躍を推進し、もって当市の人口減少を抑制することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において「企業等」とは、市内の個人事業主又は市内に本店又は主たる事業所若しくは事務所を有し、かつ、常時雇用する労働者を有して事業活動を行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

　(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）の適用を受ける業種を営むもの

　(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動を行うもの

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動を行うもの

　(4) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の 再生手続開始の決定又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の決定を受けているもの

　(5) 法令、条例等に違反しているもの

　(6) 行政指導により、一定の作為又は不作為を求められているもの

　(7) 法人市民税及び固定資産税を滞納しているもの

　(8) 暴力団及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体

　(9) その他市長が適当でないと認めるもの

　（認定）

第３条　市長は、女性の雇用環境の改善に向けた自主的な取組を実施し、かつ、引き続き当該取組を実施すると認められる企業等を弘前市女性活躍推進企業（以下「認定企業」という。）として認定するものとする。

２　前項の規定による認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、認定の日から起算して２年を経過する日以後最初に到来する８月31日（当該２年を経過する日が８月31日である場合は、その日）までとする。

　（認定の申請）

第４条　前条第１項の規定による認定を受けようとする企業等は、弘前市女性活躍推進企業認定申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

　(1) 弘前市女性活躍推進企業宣言シート（様式第２号）

　(2) 女性の雇用環境の改善に向けた自主的な取組の実施状況が確認できる書類

２　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

　（認定の審査等）

第５条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、別表に定める弘前市女性活躍推進企業認定基準（以下「認定基準」という。）に適合するかどうかを審査し、又は調査し、速やかにその可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、認定企業として認定した場合にあっては、認定の際に弘前市女性活躍推進企業認定証（様式第３号）を交付することにより、当該通知をしたものとみなす。

３　市長は、第１項の規定により認定企業として認定したときは、その旨を公表するものとする。

　（認定の更新）

第６条　認定期間を経過した後引き続き第３条第1項の規定による認定の期間の更新を受けようとする認定企業は、認定期間満了の３０日前までに、市長に認定の更新申請をしなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、認定基準に適合していると認めたときは、認定期間を更新するものとする。更新の期間は、２年とする。

３　前２条の規定は、第１項の規定による認定の更新について準用する。

　（市の支援）

第７条　市は、女性の職業生活における活躍を推進するため、認定企業について、市の広報媒体による周知その他必要な措置を講じ、認定企業に対して支援するものとする。

　（金融機関の支援）

第８条　女性活躍推進企業認定制度の趣旨に賛同する金融機関は、認定企業に対して、直接的に支援することができるものとする。

２　前項の規定により支援をしようとする金融機関は、女性活躍推進企業認定制度に賛同し、協力する旨を弘前市女性活躍推進企業認定制度協力申出書（様式第４号）により、あらかじめ市長に申し出なければならない。

３　前項の規定にかかわらず、弘前市人口減少対策に係る企業認定制度の趣旨に賛同する旨の意思表示があった場合には、前項の規定による申し出があったものとみなす。

　（ロゴマーク）

第９条　市長は、認定企業が女性の雇用環境の改善に向けた自主的な取組を実施し、かつ、引き続き当該取組を実施すると認められる企業等であることを広く周知するため、認定企業の証として、弘前市女性活躍推進認定企業ロゴマーク（様式第５号。以下「ロゴマーク」という。）を定めるものとする。

２　前項の規定により、ロゴマークを使用しようとする認定企業は、弘前市女性活躍推進企業認定制度ロゴマーク使用届出書（様式第６号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

３　認定企業がロゴマークを使用することができる期間は、当該認定企業の認定の有効期間とする。

４　ロゴマークの使用は、無償とする。

５　ロゴマークは、定められた形状、色彩等に従い使用しなければならない。ただし、市長の承認を受けたものはこの限りでない。

　（変更の届出）

第10条　認定企業は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を弘前市女性活躍認定企業申請事項等変更届（様式第７号）により、市長に届け出なければならない。

　(1) 認定企業の名称又は所在地に変更があったとき。

　(2) 認定企業の代表者の氏名に変更があったとき。

　(3) 申請書に記載した認定基準に適合しなくなったとき。

　(4) 女性の雇用環境の改善に向けた自主的な取組を実施しなくなったとき。

　（認定の取消し及び再申請の制限）

第11条　市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、認定企業としての認定を取り消すことができる。

(1) 認定企業から前条第３号又は第４号に該当する旨の届出があったとき。

(2) 第７条の規定により市から補助金等財政的な支援を受けた場合において、当該補助金等を他の用途へ使用し、又は補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令若しくは市長の指示に違反したとき。

(3) 認定企業が、第２条に掲げる企業等の要件又は第５条の認定基準に適合しなくなくなったとき。

２　市長は、前項の規定により認定を取り消ししたときは、当該認定企業に対し、その旨を通知するものとする。

３　第１項の規定により認定を取り消された認定企業は、直ちに認定証を市長に返還しなければならない。

４　第１項の規定により認定を取り消された認定企業は、当該取消しに係る認定期間の期間中は、第４条第１項の規定による申請を行うことができない。

　（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、女性活躍推進企業認定制度に関して必要な事項は、市長が定める。

　　　附　則（平成29年1月20日弘前市告示第14号）

　（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の日から平成２９年３月３１日までの間に第３条第１項の規定により認定企業として認定する場合の有効期間は、第３条第２項の規定にかかわらず、当該認定の日から平成３１年３月３１日までとする。

３　この要綱の告示の日から平成２９年３月３１日までの間、第８条第１項中「女性活躍推進企業認定制度の趣旨に賛同する金融機関」とあるのは、「市長に対して女性活躍推進企業認定制度に係る提案をした株式会社青森銀行」と読み替えるものとする。

　　　附　則（平成30年4月13日弘前市告示第227号）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

　　　附　則（平成31年1月7日弘前市告示第４号）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現に第３条第１項の規定による認定を受けている認定企業（次項において「現認定企業」という。）に係る認定期間は、改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　現認定企業が最初に行う第６条第１項の規定による申請に係る認定の更新の期間については、改正後の第６条第２項後段の規定にかかわらず、更新の日から起算して２年を経過する日後最初に到来する８月31日までとする。

別表（第５条第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 取組 |
| １　女性の雇用への取組 | |
|  | (1) 女性が働きやすい企業であることをＰＲしている。  (2) 男女共に公正な採用となるような選考方法としている。  (3) 女性の採用拡大に計画的に取り組んでいる。  (4) 非正規社員を対象とした正規社員への転換制度がある。  (5) 経験者や再雇用を含めて、女性を継続的に採用した実績がある。 |
| ２　男女がともに働きやすい職場環境づくり | |
|  | (1) ワークライフバランスが大切であるという考え方を社内で周知・啓発している。  (2) ノー残業デーの実施など時間外勤務の縮減に向けた取組を行っている。  (3) 短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方ができる制度を導入している。  (4) 有給休暇が半日単位又は時間単位で取得できる制度を導入している。  (5) 職場でのハラスメントや職場環境の改善について、社員の相談や意見、要望を受け入れる体制がある。  (6) 厚生労働省による「くるみん企業」の認定を受けている。 |
| ３　女性の登用その他女性活躍推進に向けた取組 | |
|  | (1) 役員又は管理職（課長相当職以上）に女性が１人以上就任している。  (2) 結婚や出産などが昇格・昇任の上で妨げにならないようにしている。  (3) 「hirosaki smart project」女性活躍推進異業種交流会に参加している。  (4) 業務にかかる新たな知識や資格取得を目指すための研修（派遣も含む。）や支援を行っている。  (5) 女性の活躍推進に関する目標を定めている。  (6) 厚生労働省による「えるぼし企業」の認定を受けている。 |

　備考　区分１から区分３までの各区分において、それぞれ２つ（常時雇用する労働者（正規社員、パート、契約社員、アルバイト等の名称にかかわらず、次のいずれかに該当する労働者をいう。）が３０１人以上の企業にあっては、３つ）以上の取組を実施していること。

　　(1) 期間の定めなく雇用されている者

　　(2) 一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去１年以上の期間について、引き続き雇用されている者又は雇い入れのときから１年以上引き続き雇用されると見込まれる者

様式第１号（第４条第１項関係）

平成　　年　　月　　日

弘前市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

企業等　名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　印

弘前市女性活躍推進企業認定申請書（新規・更新）

弘前市女性活躍推進企業認定制度実施要綱第３条第１項の規定に基づき、弘前市女性活躍推進企業として認定を受けたいので、同要綱第４条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この申請は、市内にある複数の支店を代表して申請したものであり、他の支店も併せて認

定を希望するもの　□　です。

　　　　　　　　　□　ではありません。

記

１　企業概要

　(1) 形態　　□　本社又は本店　　□　支店等

　(2) 常時雇用する労働者数　　　　　　　　人

　(3) 業種及び主な事業内容

２　申請に係る担当者

　(1) 所属及び氏名

　(2) 電話番号及びＥメール

３　添付書類

　(1) 弘前市女性活躍推進企業宣言シート（様式第２号）

　(2) 女性の雇用環境の改善に向けた自主的な取組の実施状況が確認できる書類

４　市税等の滞納　　□　有　　□　無

申請内容の審査のために必要があるときは、当社（企業等）について法人市民税及び固定資産税の納付状況を確認することに同意します。

法人代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印

参考　更新の場合　女性活躍推進企業認定番号　第　　号

人口減少対策に係るその他の企業認定制度の認定状況（申請中も含む）

　　　健やか企業（□有・□無）、子育て応援企業（□有・□無）、移住応援企業（□有・□無）

備考　　１　□がある項目等については、該当するものを☑してください。

２　上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長としてください。

担当及び提出先　弘前市企画部企画課

電話（35）1111内線490

様式第２号（第４条第１項関係）

**弘前市女性活躍推進企業宣言シート**

私は、企業の代表として、次のとおり女性の雇用環境の改善に向けた自主的な取組を実施し、かつ、引き続き当該取組を実施することを宣言します。

平成　　年　　月　　日

企業名

代表者氏名（自署）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＜認定基準＞  　　区分１から区分３までの各区分において、それぞれ２つ（常時雇用する労働者（正規社員、パート、契約社員、アルバイト等の名称にかかわらず、次のいずれかに該当する労働者をいう。）が３０１人以上の企業にあっては、３つ）以上の取組項目を実施していること。  　　(1) 期間の定めなく雇用されている者  　　(2) 一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去１年以上の期間について、引き続き雇用されている者又は雇い入れのときから１年以上引き続き雇用されると見込まれる者 | | | |
| １　女性の雇用への取組 | | | |
| 取  　組 | □  □  □  □  □ | 内  　容 | (1) 女性が働きやすい企業であることをＰＲしている。  □会社案内等において社内で活躍している女性を紹介している。  □会社案内等において女性が働きやすい職場環境であることを紹介している。  □女性対象に職場見学会を行なっている。  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (2) 男女共に公正な採用となるような選考方法としている。  □面接担当者や採用権限がある者に女性を含め、選考の中立性を確保している。  □面接担当者へ男女均等な採用に関する研修を実施している。  □性別にかかわらない公正な選考マニュアル等を作成している。  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (3) 女性の採用拡大に計画的に取り組んでいる。  □雇用計画等において、女性の雇用拡大について明記している。  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (4) 非正規社員を対象とした正規社員への転換制度がある。  (5) 経験者や再雇用を含めて、女性を継続的に採用した実績（※１）がある。  ※１正規社員を採用した過去３箇年において、いずれも女性の正規社員を採用した実績がある。 |
| ２　男女がともに働きやすい職場環境づくり | | | |
| 取　組 | □  □  □  □  □  □ | 内　容 | (1) ワークライフバランスが大切であるという考え方を社内で周知・啓発している。  □ワークライフバランスに関する研修を社員に対し実施している。  □ワークライフバランスが大切であるということを社内報等で周知している。  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (2) ノー残業デーの実施など時間外勤務の縮減に向けた取組を行っている。  □時間外勤務を行わない曜日を設けている。  □組織のトップから長時間労働是正に関する強いメッセージを発信している。  □時間外勤務の事前申請制度を導入している。  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (3) 短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方ができる制度を導入している。  □育児や介護を理由とした短時間勤務やフレックス制度を導入している。  □勤務時間や勤務地等に配慮するため、ヒアリングや自己申告制度を導入している。  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (4) 有給休暇が半日単位又は時間単位で取得できる制度を導入している。  □ライフスタイルに合わせた休暇の取得促進のため、半日単位の休暇制度がある。  □育児中に発生する突発的な休暇についても時間単位で取得できる。  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (5) 職場でのハラスメントや職場環境の改善について、社員の相談や意見、要望を受け入れる体制がある。  □ハラスメントについて相談窓口となる担当職を設置している。  □職場環境の改善について社員の満足度を把握するため、アンケートを実施している。  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (6) 厚生労働省による「くるみん企業」（※２）の認定を受けている。  ※２次世代育成支援対策推進法に基づく認定。子育てしやすい職場環境の整備等を目的とする一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定するもの。 |
| ３　女性の登用その他女性活躍推進に向けた取組 | | | |
| 取　組 | □  □  □  □  □  □ | 内　容 | (1) 役員又は管理職（課長相当職以上）に女性が１人以上就任している。  □会社の役員に女性が就任している。  □管理職として、女性を配置している。  (2) 結婚や出産などが昇格・昇任の上で妨げにならないようにしている。  □育児休業中でも昇格・昇任の対象としている。  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (3) 「hirosaki smart project」女性活躍推進異業種交流会（※３）に参加している。  ※３ ひろさき地方創生パートナー企業である損害保険ジャパン日本興亜（株）と市が事務局となり、市内の女性活躍推進のため、官民連携で年４回開催しているもの。  (4) 新たな知識や資格取得のための研修（派遣も含む。）や支援を行っている。  □資格取得に関する補助制度、手当等を社員に支給している。  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (5) 女性の活躍推進に関する目標を定めている。  □経営計画等に「女性の意見を積極的に取り入れる」「女性が働きやすい職場をめざす」等を盛り込んでいる。  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  (6) 厚生労働省による「えるぼし企業」（※４）の認定を受けている。  ※４ 女性活躍推進法に基づく認定。女性の職業生活における活躍推進を目的とする一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定するもの。 |

備考　　１　□がある項目等については、該当するものを☑してください。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長としてください。

担当及び提出先　弘前市企画部企画課

電話（35）1111内線490

様式第４号（第８条第２項関係）

平成　　年　　月　　日

弘前市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

金融機関　名称

代表者氏名　　　　　　　　　　印

弘前市女性活躍推進企業認定制度協力申出書

弘前市女性活躍推進企業認定制度実施要綱第８条第１項の規定に基づき、弘前市女性活躍推進企業認定制度の趣旨に賛同し、認定企業に対して、直接的に支援するなど、同制度の運営に協力したいので、同要綱第８条第２項の規定により、下記のとおりその旨の申出をします。

記

１　協力内容（認定企業に対する支援策）

備考

　　１　１の項目については、当該協力（支援策）の内容、期間等及びそれを行う店舗名を記載し、用紙が不足する場合は、別紙としてください。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長としてください。

担当及び提出先　弘前市企画部企画課

電話（35）1111内線490

様式第６号（第９条第２項関係）

平成　　年　　月　　日

弘前市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

認定企業　名称

代表者氏名　　　　　　　　　　印

弘前市女性活躍推進企業認定制度ロゴマーク使用届出書

弘前市女性活躍推進企業認定ロゴマークを使用したいので、弘前市女性活躍推進企業認定制度実施要綱第９条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　認定内容

　(1) 認定番号

　(2) 認定年月日

２　使用の概要

　(1) 使用する媒体

　　□　印刷物　　□　ウェブサイト（ＵＲＬ：

　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　(2) 使用する物の名称

　　□　職員採用パンフレット　　□　名刺　　□　自社ＨＰの企業概要

　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３　担当者等

　(1) 所属及び氏名

　(2) 電話番号

　(3) Ｅメール

４　添付書類

　　使用する物の見本

備考

　　１　□がある項目等については、該当するものを☑してください。

２　上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長としてください。

担当及び提出先　弘前市企画部企画課

電話（35）1111内線490

様式第７号（第10条関係）

平成　　年　　月　　日

弘前市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

認定企業　名称

代表者氏名　　　　　　　　　　印

弘前市女性活躍認定企業申請事項等変更届

弘前市女性活躍推進企業の認定に係る事項について変更があったので、弘前市女性活躍推進企業認定制度実施要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　認定内容

　(1) 認定番号

　(2) 認定年月日

２　変更内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
| □ | 認定企業の名称 |  |  |
| □ | 認定企業の所在地 |  |  |
| □ | 認定企業の代表者氏名 |  |  |
| □ | 不適合の認定基準 |  |  |
| □ | 女性の雇用環境の改善に向けた自主的な取組を実施しなくなったもの | | |

備考

　　１　□がある項目等については、該当するものを☑してください。

２　認定企業の名称若しくは所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、その内容を証明する書類を添付してください。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長としてください。

担当及び提出先　弘前市企画部企画課

　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話（35）1111内線490